

奈良県における取組

【現状と課題】

- 社会福祉法人(以下、「法人」という。)に対する指導監査は、法定受託事務であり、国の実施要綱でその実施周期が定められている。
平成29年4月の法改正に伴い、法人への実地による一般監査の周期が2年毎から3年毎に改正された。

一方、社会福祉施設(以下「施設」という。)への実地による一般監査(自治事務)は、国の指針等により、一定の要件に該当する場合を除き、2年毎に実施することとされている。

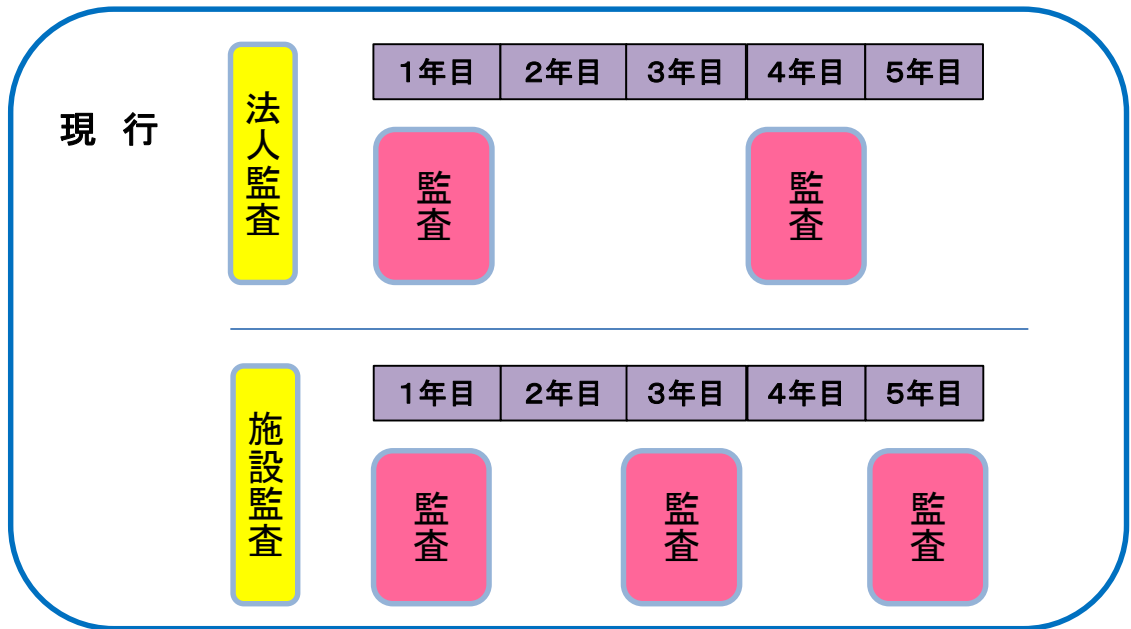
- 法人は、その大半が施設の運営を行っているにもかかわらず、国の実施要綱や指針等に基づくと、法人及び施設に対する実地による一般監査を同時に実施することができなくなり、非効率となる上に、監査を受ける法人側においても負担が大きくなるなどのデメリットが発生している。

- 県では改正が行われるまで、法人及び施設に対する実地による一般監査について、その大半を2年に一度、同一日に実施していたところ。

施設の運営は、法人の主たる事業であり、法人運営と施設運営は一体不可分のものであることから、監査の同一日実施は運営状況の確認を効率的に行うことができ、施設運営上の問題点を法人役員に直接指導することができるなどのメリットがあり、かつ、対応する法人側の負担軽減にもつながるものである。

国にお願いすること

- 施設への実地による一般監査の周期について、施設の運営状況に応じ、地方の判断により3年毎の実施を可能とするなど、国の指針等の見直しを図っていただきたい。



法人監査と施設監査の同時実施が可能となるよう指針等を見直し

